

廃第357号-2  
令和2年6月16日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長  
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	埼玉県川口市芝東町18番5号 サンクレストI-A 大門 竜也
許可の番号	第01200203889号
処分の年月日	令和2年6月16日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	大門竜也は、法第25条第1項第15号の規定により、罰金の刑に処せられた。 このことにより、同人は、法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号ニ（法第25条から法第27条まで若しくは法第32条第1項（法第25条から法第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定により刑に処せられたことによる場合に限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第1号に該当する。

千葉県環境生活部  
廃棄物指導課監視指導室  
TEL 043-223-2684